

区分	内容	問い合わせ先
その他の生活救済に関すること	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者などに対する傷病手当金の支給(国民健康保険・後期高齢者医療制度)	<p><国民健康保険> 各区保険年金課 中区 ☎504-2555、☎245-2163 東区 ☎568-7711、☎262-6986 南区 ☎250-8941、☎252-7179 西区 ☎532-0933、☎232-9783 安佐南区 ☎831-4929、☎877-2299 安佐北区 ☎819-3909、☎815-5164 安芸区☎821-4910、☎822-8069 佐伯区☎943-9712、☎923-5098</p> <p>市保険年金課保険係 ☎504-2157、☎504-2135</p> <p><後期高齢者医療制度> 各区福祉課 中区 ☎504-2570、☎504-2175 東区 ☎568-7730、☎568-7781 南区 ☎250-4107、☎254-9184 西区 ☎294-6218、☎233-9621 安佐南区 ☎831-4941、☎870-2255 安佐北区 ☎819-0585、☎819-0602 安芸区☎821-2808、☎821-2832 佐伯区☎943-9729、☎923-1611</p> <p>市保険年金課福祉医療係 ☎504-2158、☎504-2135</p>
	自立支援医療(精神通院医療)に係る有効期間の延長 【対象】3月1日から来年2月28日までの間に支給認定の有効期限が満了する人 ※新型コロナウイルス感染症の発生またはまん延の影響により、更新申請をすることが困難な場合は、現在お持ちの受給者証の有効期限の満了日を1年間延長できます。この場合は、現在お持ちの受給者証の有効期限を1年間延長したものと読み替えて使用していただくようになります	各区福祉課障害福祉係 中区 ☎504-2588 東区 ☎568-7734 南区 ☎250-4132 西区 ☎294-6346 安佐南区 ☎831-4946 安佐北区 ☎819-0608 安芸区 ☎821-2816 佐伯区 ☎943-9769
	精神障害者保健福祉手帳に係る診断書提出期限の猶予 【対象】3月1日から来年2月28日までの間に支給認定の有効期限を迎える人のうち、更新時に診断書を添えて提出する必要がある人 ※新型コロナウイルス感染症に係る臨時的な取り扱いで、診断書の取得のみを目的として医療機関を受診することなどを避けるため、診断書の提出を1年猶予することができます。(申請書などの提出は必要。また1年以内に診断書などを提出する必要あり)	精神保健福祉センター ☎245-7745
健康管理に関すること	1日人間ドック助成(国民健康保険) 昨年度助成の対象で、新型コロナウイルス感染症の影響で受けることができなかった人はご相談を心と体の健康相談	市保険年金課保険係 ☎504-2157、☎504-2135
		各区地域支えあい課 中区 ☎504-2109、504-2528 ☎504-2175 東区 ☎568-7735、568-7729 ☎568-7781 南区 ☎250-4133、250-4108 ☎254-9184 西区 ☎294-6384、294-6235 ☎233-9621 安佐南区 ☎831-4944、831-4942 ☎870-2255 安佐北区 ☎819-0616、819-0586 ☎819-0602 ↗

区分	内容	問い合わせ先
		<p>安芸区 ☎821-2820、821-2809 ☎821-2832 佐伯区 ☎943-9733、943-9731 ☎923-1611 精神保健福祉センター(心の健康相談) ☎245-7731、☎245-9674</p>
その他の相談などに関すること	国民生活センター「新型コロナウイルス給付金関連消費者トラブルホットライン」	【受付】10:00~16:00(土・日曜日、祝・休日を含む毎日) ☎0120-213-188
	新型コロナウイルス感染症対策県民生活(民事、消費生活)相談窓口 【時間】9:00~17:00(土・日曜日、祝・休日を含む毎日) ☎513-2826 【メール】県電子申請システムで受け付け	県消費生活課 ☎513-2732
	差別や虐待、プライバシー侵害など、さまざまな人権問題について、法務局職員か人権擁護委員が面談か電話、インターネット(パソコン・携帯電話)で相談に応じます。無料・秘密厳守。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、まずは電話でご相談を	<p>みんなの人権110番 ☎0570-003-110 子どもの人権110番 ☎0120-007-110 女性の人権ホットライン ☎0570-070-810 ・インターネット人権相談受付窓口 (https://www.jinken.go.jp/ パソコン、携帯電話、スマートフォン共通) ・外国語人権相談ダイヤル(Foreign language Human Rights Hotline) ☎0570-090-911 (平日9:00~17:00)</p>
	<日本語の理解が難しい外国人等対象> ・生活関連情報のやさしい日本語、多言語による提供 https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/korona/ (市ホームページ) https://h-ircd.jp/ (平和文化センター国際交流・協力課ホームページ) ・多言語による生活相談 月曜日~金曜日:中国語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語 【受付時間】9:00~16:00(祝・休日、年末年始、8月6日を除く) ※上記以外の言語の場合は、翻訳タブレットや可能な限り通訳者を探しトリオフォン(3人が電話で話す)サービスで対応	市外国人市民の生活相談コーナー ☎241-5010 ☎242-7452 E-mail:soudan@pcf.city.hiroshima.jp 市人権啓発課多文化共生担当 ☎504-2165
	配偶者などからの暴力(DV)に関する被害者からの相談・女性相談	市配偶者暴力相談支援センター ☎545-7498(平日10:00~17:00)
	男女共同参画推進センター 「女性・男性のためのなんでも相談」	女性専用電話 ☎248-3315 (月曜日を除く10:00~16:00、水・木曜日は通常時間と17:00~20:00) 男性専用電話 ☎545-6160 (水曜日17:00~20:00と土曜日13:00~16:00)
	広島弁護士会紙屋町法律相談センターによる電話相談(無料) 【予約電話受付】平日10:00~15:30 ※予約の日時に弁護士から指定の電話番号に連絡	広島弁護士会紙屋町法律相談センター ☎225-1600